

沖縄県立芸術大学ティーチング・アシスタント取扱要領

令和3年4月20日

冲芸大要領第15号

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県立芸術大学大学院各研究科（以下、「研究科」という。）の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び大学院学生が将来指導者等になるためのトレーニングの機会を提供することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の教育補助業務を行う学生の名称は、ティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）という。

(教育補助業務の内容)

第3条 TAは、学部及び修士課程の授業科目に関して、授業科目担当教員の指導の下に教育補助業務に従事する。

(応募資格)

第4条 TAに応募できる者は、修士課程及び後期博士課程の学生とする。

(業務内容計画書の提出)

第5条 TAを希望する授業科目等担当教員は、別に定める日までに業務計画書（様式第1号）を授業を開設する学部又は研究科の長に提出する。

(対象科目の決定)

第6条 教授会又は研究科委員会は、前条の業務計画書を基に計画の妥当性、優先順位等を審査し、TAを配置する授業科目（以下「対象科目」という。）を決定する。

(選考)

第7条 TAは、年度ごとに研究科在学生の中から公募し、選考する。

2 TAを希望する学生は、在学する研究科の指導教員に申請書（様式第2号）を提出し、応募しなければならない。

3 前項により応募があり、指導教員において当該学生がTAとして適任と認められる場合は、推薦書（様式第3号）を学生の所属する研究科の長に提出するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科の指導教員は、対象科目担当教員の求めに応じて当該研究科が認めた場合に限り、公募によらず、TAとして適任と認められる研究科在学生を本人の同意を得て推薦することができる。

5 研究科長は、研究科委員会の議を経て、候補者を選考し学長に報告する。

6 学長は、前項の報告を受けて、TAを決定する。

(従事期間等)

第8条 TAの従事期間は、1年以内とする。

2 勤務時間は、1週間当たり10時間以内（月40時間を超えない範囲とする）とし、当該学生の授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。また、授業科目担当教員は、TAに対して、あらかじめ教育補助業務に関する指導を行わなければならない。

(業務実施報告書の提出)

第9条 授業科目等担当教員は、毎月末に業務実施状況報告書（様式第4号）を作成し、翌月の5日までにTAの指導教員を経由して学生の所属する研究科の長に報告するものとする。

2 対象科目担当教員は、業務実施終了後に業務実施報告書（様式第5号）を作成し、TAの指導教員を経由して学生の所属する研究科の長に報告するものとする。

（報償費）

第10条 TAには、予算の範囲内で報償費を支給する。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、TAの取り扱いに関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。